

## 令和5年第1回定例会 議決結果

番 号	議 案 名	結 果
<a href="#">議案第2号</a>	令和5年度鹿嶋市一般会計予算	原案可決
<a href="#">議案第3号</a>	令和5年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算	原案可決
<a href="#">議案第4号</a>	令和5年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
<a href="#">議案第5号</a>	令和5年度鹿嶋市介護保険特別会計予算	原案可決
<a href="#">議案第6号</a>	令和5年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地地区画整理事業特別会計予算	原案可決
<a href="#">議案第7号</a>	令和5年度鹿嶋市墓地特別会計予算	原案可決
<a href="#">議案第8号</a>	令和5年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算	原案可決
<a href="#">議案第9号</a>	令和5年度鹿嶋市水道事業会計予算	原案可決
<a href="#">議案第10号</a>	令和5年度鹿嶋市下水道事業会計予算	原案可決
<a href="#">議案第11号</a>	令和5年度鹿嶋市農業集落排水事業会計予算	原案可決
<a href="#">議案第12号</a>	令和4年度鹿嶋市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
<a href="#">議案第13号</a>	令和4年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
<a href="#">議案第14号</a>	令和4年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
<a href="#">議案第15号</a>	鹿嶋市個人情報保護法施行条例	原案可決
<a href="#">議案第16号</a>	鹿嶋市個人情報保護審査会条例	原案可決
<a href="#">議案第17号</a>	鹿嶋市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例	原案可決
<a href="#">議案第18号</a>	鹿嶋市情報公開条例等の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第19号</a>	鹿嶋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第20号</a>	鹿嶋市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第21号</a>	鹿嶋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第22号</a>	鹿嶋市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第23号</a>	鹿嶋市立学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第24号</a>	鹿嶋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第25号</a>	鹿嶋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第26号</a>	鹿嶋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第27号</a>	鹿嶋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決

<a href="#">議案第28号</a>	鹿嶋市運動施設条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第29号</a>	鹿嶋市地域子育て支援センター新築工事（建築工事）の変更請負契約について	原案可決
<a href="#">議案第30号</a>	市道路線の認定について	原案可決
<a href="#">議案第31号</a>	市道路線の変更について	原案可決
<a href="#">議案第32号</a>	市道路線の廃止について	原案可決
<a href="#">請願第1号</a>	住宅地における低周波音発生機器の設置規制を設ける請願書	趣旨採択
<a href="#">意見書第1号</a>	ヒートポンプ給湯器等の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書	原案可決
<a href="#">第1号議案</a>	鹿嶋市議会の個人情報の保護に関する条例	原案可決
<a href="#">第2号議案</a>	鹿嶋市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決

## 【議案説明】

### 議案第2号 令和5年度鹿嶋市一般会計予算

#### 1 歳入歳出予算について

- (1) 歳入歳出予算の総額は、前年度比 2.2%減（5 億 3,100 万円減）の 234 億 4,900 万円となりました。
- (2) 歳入の主なものとして、市税は、経済情勢の回復などによる市民税の増、東日本大震災復興特区課税免除の終了などによる固定資産税（償却資産）の増などにより、前年度比 3.4%増の 112 億 4,209 万 5,000 円を見込みました。地方交付税は、震災復興特別交付税の減により前年度比 7.6%減の 13 億 2,153 万 1,000 円、分担金及び負担金は、保育料の減などにより前年度比 2.3%減の 1 億 6,762 万 7,000 円、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金の減などにより前年度比 11.3%減の 38 億 6,959 万円、県支出金は、選挙費委託金の減などにより前年度比 0.8%減の 19 億 2,333 万 4,000 円、繰入金は、財政調整基金繰入金及び衛生処理施設整備基金繰入金の増などにより前年度比 46.1%増の 6 億 1,160 万 9,000 円、市債は、都市計画債及び臨時財政対策債の減などにより前年度比 57.4%減の 6 億 6,100 万円を見込みました。
- (3) 歳出の主なものとして、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、前年度比 1.0%減の 121 億 7,966 万 3,000 円、普通建設事業費、災害復旧費からなる投資的経費は、地域子育て支援センター整備事業、都市再生整備事業（鹿島神宮周辺地区）の皆減などにより、前年度比 40.0%減の 11 億 3,160 万 5,000 円、物件費や補助費等などのその他の経費は、負担金の増や繰出金の増などにより、前年度比 3.5%増の 101 億 3,773 万 2,000 円を計上しました。
- (4) 令和5年度の主要事業として、総務費関係は、市内産業の活性化や自主財源の確

保のためのふるさと納税推進事業，新スタジアム建設・周辺まちづくりの実現可能性調査を行う総合戦略推進事業など，23億429万6,000円を計上しました。

民生費関係は，障がい者の自立した地域生活と就労のための自立支援給付事業，妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援体制と経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援金などを行う子ども子育て支援事業など，100億5,774万5,000円を計上しました。

衛生費関係は，不足する診療科医師を確保し，救急医療体制を維持していく医師確保支援事業，各種予防接種体制を整備し感染症の発生と拡大を防ぐ予防接種経費，鹿島地方事務組合において可燃ごみの共同処理を行う一般廃棄物広域処理事業など，27億924万6,000円を計上しました。

労働費関係は，本市へのUIJターンにつなげるため移住・就職相談事業などを行う労働行政事務経費に63万8,000円を計上しました。

農林水産業費関係は，農業生産基盤の整備を行う土地改良区や地域資源の質的向上を図る地域共同活動等に対し補助支援を行う土地改良推進事業など，3億4,955万6,000円を計上しました。

商工費関係は，市商工会等と連携しながら各種イベントや商店街活性化策を推進する商工業振興事務経費など，1億8,446万円を計上しました。

土木費関係は，主要な道路の冠水対策等により災害時の道路ネットワークの機能強化を図る国土強靱化事業，都市公園の長寿命化対策事業を行う大規模都市公園管理費など，18億554万2,000円を計上しました。

消防費関係は，消防施設の整備充実を図る消防施設整備費，鹿島地方事務組合消防事業経費など，10億7,134万5,000円を計上しました。

教育費関係は，校務支援システムを導入する教職員指導対策費，豊郷台地発掘調査などを行う埋蔵文化財発掘調査経費，給食調理用の真空冷却機等の更新工事などを行う学校給食センター経費など，28億9,947万9,000円を計上しました。

災害復旧費関係は，風水害などに対応するための道路橋りょう災害復旧事業に400万円を計上しました。

## 2 債務負担行為について

債務負担行為は，鹿島地方事務組合分担金（鹿嶋可燃ごみ中継施設長期包括運營業務委託分），鹿島地方事務組合分担金（鹿嶋可燃ごみ中継施設コンテナ運搬業務委託分），図書館情報システム賃貸借について限度額を設定しました。

## 3 地方債について

地方債は，道路整備事業，道路整備事業（社会資本整備総合交付金），公営住宅建設事業，公園整備事業（社会資本整備総合交付金 防災安全交付金），学校給食センター整備事業，臨時財政対策債など，6億6,100万円について限度額を設定しました。

### 議案第3号 令和5年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、前年度比 1.2%増（8,098 万 2,000 円増）の 68 億 9,474 万 4,000 円となりました。

歳入として、国民健康保険税 12 億 2,750 万 7,000 円、国庫支出金 241 万 1,000 円、県支出金 49 億 1,875 万円、繰入金 6 億 9,262 万 4,000 円、諸収入外 5,345 万 2,000 円を見込みました。

歳出として、総務費 4,438 万 4,000 円、保険給付費 48 億 1,059 万 8,000 円、国民健康保険事業費納付金 19 億 3,204 万 3,000 円、保健事業費 8,678 万 3,000 円、予備費 1,000 万円、諸支出金外 1,093 万 6,000 円を計上しました。

### 議案第4号 令和5年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、前年度比 13.1%増（1 億 923 万 6,000 円増）の 9 億 4,307 万 1,000 円となりました。

歳入として、後期高齢者医療保険料 7 億 4,885 万 2,000 円、使用料及び手数料 3,000 円、繰入金 1 億 9,146 万 6,000 円、繰越金 50 万円、諸収入 225 万円を見込みました。

歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金 9 億 4,101 万 8,000 円、諸支出金 205 万 3,000 円を計上しました。

### 議案第5号 令和5年度鹿嶋市介護保険特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、前年度比 3.9%増（1 億 7,903 万 4,000 円増）の 47 億 9,982 万 1,000 円となりました。

歳入の主なものとして、介護保険料 11 億 9,503 万 5,000 円、国庫支出金 8 億 9,204 万 6,000 円、支払基金交付金 12 億 4,899 万 1,000 円、県支出金 6 億 8,710 万 2,000 円、繰入金 7 億 7,611 万 7,000 円を見込みました。

歳出の主なものとして、総務費 4,742 万 4,000 円、保険給付費 44 億 6,726 万 4,000 円、地域支援事業費 2 億 7,860 万 1,000 円、保健福祉事業費 200 万円、諸支出金 121 万 2,000 円、予備費 300 万円を計上しました。

### 議案第6号 令和5年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、前年度比 143.7%増（1 億 2,500 万円増）の 2 億 1,200 万円となりました。

歳入として、分担金及び負担金 511 万 1,000 円、使用料及び手数料 1,000 円、財産収入 2 万円、基金繰入金 2 億 586 万 7,000 円、前年度繰越金 100 万円、諸収入 1,000 円を見込

みました。

歳出として、都市計画費 2 億 1,081 万 3,000 円、公債費 16 万 7,000 円、諸支出金 2 万円、予備費 100 万円を計上しました。

#### **議案第 7 号 令和 5 年度鹿嶋市墓地特別会計予算**

歳入歳出予算の総額は、前年度比 50.0%減（680 万 9,000 円減）の 680 万 1,000 円となりました。

歳入として、使用料及び手数料 316 万 5,000 円、財産収入 4,000 円、繰越金 363 万 2,000 円を見込みました。

歳出として、墓地管理費 544 万 2,000 円、基金積立金 115 万 9,000 円、予備費 20 万円を計上しました。

#### **議案第 8 号 令和 5 年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算**

歳入歳出予算の総額は、前年度比 47.0%増（1 億 1,700 万円増）の 3 億 6,600 万円となりました。

歳入として、繰替金収入 3 億 6,600 万円を見込みました。

歳出として、需用費（光熱水費）3 億 3,500 万円、役務費（電話料）3,100 万円を計上しました。

#### **議案第 9 号 令和 5 年度鹿嶋市水道事業会計予算**

##### **1 収益的収入及び収益的支出について**

収益的収入として、水道料金等の営業収益 17 億 5,872 万 3,000 円、消費税還付金等の営業外収益 1 億 8,672 万 2,000 円、総額で前年度比 6.1%増（1 億 1,181 万 8,000 円増）の 19 億 4,544 万 5,000 円を見込みました。

収益的支出として、受水費、給水施設等の維持管理費及び人件費等の営業費用 16 億 7,186 万 2,000 円、企業債利息等の営業外費用 6,804 万 5,000 円、予備費 500 万円、総額で前年度比 2.4%増（4,142 万 2,000 円増）の 17 億 4,490 万 7,000 円を計上しました。

##### **2 資本的収入及び資本的支出について**

資本的収入として、企業債 16 億 8,800 万円、出資金 2,000 万円、補助金 4 億 7,420 万円、負担金 603 万 1,000 円、総額で前年度比 106.5%増（11 億 2,836 万 7,000 円増）の 21 億 8,823 万 1,000 円を見込みました。

資本的支出として、建設改良費 23 億 3,388 万 6,000 円、企業債償還金 2 億 4,221 万 5,000 円、補助金返還金 2,061 万 8,000 円、総額で前年度比 78.8%増（11 億 4,449 万 7,000 円増）の 25 億 9,671 万 9,000 円を計上しました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 848 万 8,000 円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補填します。

### 3 継続費について

継続費は、鹿島配水場管理棟建築事業について総額及び年割額を設定しました。

## 議案第10号 令和5年度鹿嶋市下水道事業会計予算

### 1 収益的収入及び収益的支出について

収益的収入として、営業収益7億2,596万3,000円、営業外収益7億3,714万3,000円、総額で前年度比2.1%増(2,958万7,000円増)の14億6,310万6,000円を見込みました。

収益的支出として、営業費用13億4,793万4,000円、営業外費用1億963万8,000円、特別損失10万円、予備費500万円、総額で前年度比4.5%増(6,327万4,000円増)の14億6,267万2,000円を計上しました。

### 2 資本的収入及び資本的支出について

資本的収入として、企業債3億7,445万5,000円、他会計出資金1,550万円、国庫補助金3億530万円、負担金及び分担金1,498万4,000円、総額で前年度比41.9%増(2億988万7,000円増)の7億1,023万9,000円を見込みました。

資本的支出として、建設改良費7億3,827万5,000円、企業債償還金4億9,156万8,000円、基金積立金1万1,000円、総額で前年度比24.7%増(2億4,396万9,000円増)の12億2,985万4,000円を計上しました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億1,961万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金にて補填します。

### 3 債務負担行為について

債務負担行為は、下水汚泥処分委託について限度額を設定しました。

## 議案第11号 令和5年度鹿嶋市農業集落排水事業会計予算

### 1 収益的収入及び収益的支出について

収益的収入として、営業収益1,990万円、営業外収益1億2,455万6,000円、総額で1億4,445万6,000円を見込みました。

収益的支出として、営業費用1億1,822万4,000円、営業外費用553万2,000円、特別損失174万1,000円、予備費100万円、総額で1億2,649万7,000円を計上しました。

### 2 資本的収入及び資本的支出について

資本的収入はありません。

資本的支出として、企業債償還金3,080万9,000円を計上しました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,080 万 9,000 円は、引継金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分量にて補填します。

### 議案第 12 号 令和 4 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 10 号）

#### 1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,845 万円を追加し、総額 258 億 3,520 万 9,000 円となりました。

歳入の主なものとして、固定資産税などによる市税の増 2 億 8,731 万 7,000 円、地方消費税交付金の増 7,200 万円、普通交付税などによる地方交付税の増 1 億 8,590 万 7,000 円などを見込みました。

歳出の主なものとして、扶助費などによる自立支援給付事業の増 1 億 549 万円、返還金などによる生活保護運営対策事業費の増 6,616 万 2,000 円、返還金などによる新型コロナウイルスワクチン接種経費の増 1 億 4,153 万 7,000 円などを計上しました。

#### 2 繰越明許費の補正について

繰越明許費は、老人福祉施設助成事業、その他の市道整備事業、都市再生整備事業（鹿島神宮周辺地区）、狭あい道路整備事業、幹線道路整備事業、体育施設管理費を設定しました。

#### 3 地方債の補正について

市債は、道路整備事業、道路整備事業（社会資本整備総合交付金）、臨時財政対策債について限度額を変更しました。

### 議案第 13 号 令和 4 年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,088 万 7,000 円を減額し、総額 47 億 3,745 万 7,000 円となりました。

歳入として、国庫支出金の減 2,508 万 3,000 円、県支出金の増 119 万 9,000 円、財産収入の増 13 万円、繰入金の増 1,286 万 7,000 円を見込みました。

歳出として、保険給付費の増 3,473 万円、積立金の減 4,561 万 7,000 円を計上しました。

### 議案第 14 号 令和 4 年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 4,108 万 3,000 円を追加し、総額 2 億 2,803 万 3,000 円となりました。

歳入として、保留地処分金 1 億 1,740 万 8,000 円、使用料及び手数料 5,000 円、前年度繰越金 2,367 万円を見込みました。

歳出として、総務費 10 万円、土地地区画整理費 803 万 4,000 円を減額し、平井東部土地

区画整理事業基金積立金 1 億 4,921 万 7,000 円を計上しました。

#### **議案第 15 号 鹿嶋市個人情報保護法施行条例**

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

#### **議案第 16 号 鹿嶋市個人情報保護審査会条例**

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、実施機関からの諮問に応じて審査請求等の調査審議を行う鹿嶋市個人情報保護審査会を設置するため、条例を制定するものです。

#### **議案第 17 号 鹿嶋市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例**

鹿嶋市地域子育て支援センターの新築移転に伴う施設の位置の変更のほか、同施設の開所日、開所時間等を併せて見直すため、条例の全部を改正するものです。

#### **議案第 18 号 鹿嶋市情報公開条例等の一部を改正する条例**

鹿嶋市個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例を引用する規定の整理等を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

#### **議案第 19 号 鹿嶋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件等を緩和するため、条例の一部を改正するものです。

#### **議案第 20 号 鹿嶋市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例**

消防団員の定数を見直すとともに、出動に係る報酬の増額により消防団員の処遇の改善を図るため、条例の一部を改正するものです。

#### **議案第 21 号 鹿嶋市国民健康保険条例の一部を改正する条例**

出産育児一時金の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。

#### **議案第 22 号 鹿嶋市営住宅条例の一部を改正する条例**

平井東部土地区画整理事業の換地処分に伴い、同事業地内にある市営住宅の位置の表示を変更するため、条例の一部を改正するものです。

#### **議案第 23 号 鹿嶋市立学校設置条例の一部を改正する条例**

令和 5 年度から高松小学校と高松中学校において施設一体型の小中一貫教育を実施する

ことに伴い、高松小学校の位置を高松中学校の位置に変更するため、条例の一部を改正するものです。

**議案第 24 号 鹿嶋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

児童福祉法の改正に伴い、幼保連携型認定こども園及び保育所の長の懲戒権限の濫用禁止に関する規定の削除等を行うため、条例の一部を改正するものです。

**議案第 25 号 鹿嶋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業者による安全計画の策定の義務化等を行うため、条例の一部を改正するものです。

**議案第 26 号 鹿嶋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

平井東部土地区画整理事業の換地処分に伴い、同事業地内にある鹿嶋市立平井認定こども園の位置の表示を変更するため、条例の一部を改正するものです。

**議案第 27 号 鹿嶋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童健全育成事業者による安全計画の策定の義務化等を行うため、条例の一部を改正するものです。

**議案第 28 号 鹿嶋市運動施設条例の一部を改正する条例**

茨城県から譲与された新浜緑地多目的球技場を市の運動施設に加えるため、条例の一部を改正するものです。

**議案第 29 号 鹿嶋市地域子育て支援センター新築工事（建築工事）の変更請負契約について**

鹿嶋市地域子育て支援センター新築工事（建築工事）について、建設資材の価格変動や設計変更等により請負金額に変更が生じたことから、変更請負契約を締結するものです。

**議案第 30 号 市道路線の認定について**

平井東部土地区画整理事業地内に整備された道路 50 路線及び開発行為に伴い帰属された宮中地内の道路 1 路線を認定するものです。

### 議案第 3 1 号 市道路線の変更について

整備に伴い平井東部土地区画整理事業地内及び鉢形地内の道路 6 路線を変更するものです。

### 議案第 3 2 号 市道路線の廃止について

平井東部土地区画整理事業地内及び田野辺地内において機能を喪失した道路 4 路線を廃止するものです。

### 請願第 1 号 住宅地における低周波音発生機器の設置規制を設ける請願書

近年、一般住宅にてエコキュートや床暖房など、低周波音を発生させるヒートポンプ等が取り付けられることが多くなった。

それにより近隣住民が低周波音被害を受け、不眠に始まる様々な健康被害に苦しんでいる。

免震するなど様々な対処法が挙げられているが、ヒートポンプの移設以外に根本的な解決法はなく、苦しみぬいた被害者が移設費用を払うと言っても、移設に応じない施工主も存在する。

それにより、被害者は突然降って湧いた人災により、やすらぎの我が家が「住めない家」となり、理不尽極まりない一方的な「低周波音の暴力」により、我慢して命を縮めるか、土地と戸建てという財産を捨てるかを選ばざるを得ない状況に陥る。

住宅地に低周波音発生機器（ヒートポンプ）を設置する際は、「社団法人 日本冷凍空調工業会」の発行した「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」に基づいた設置場所を必ず厳守すること。

並びに、すでに配慮ない設置を行われ苦しむ被害者の救済をする条例を、切に、切に望む。

- ①「社団法人 日本冷凍空調工業会」の発行した「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」に基づいた設置場所を必ず厳守すること。守らずに苦情を受けた場合は、必ず移設に応じること。
- ②ハウスメーカーは、施工主に苦情を受ける可能性があることを必ず伝え、守らずに苦情を受けた場合は移動費用を払って移設しなければならないことを告げること。
- ③ハウスメーカーは、移動工事をしたらその後の災害補償等を行わない等の恐喝行為を施工主に行うことを禁止すること。これがあるから、たとえ良識ある真つ当な施工主であったとしても頑なに移動に応じず問題を極限まで悪化させる。ハウスメーカー最大の悪行。
- ④すでに配慮のない設置をされ、苦情を申し出た住民に対し、ハウスメーカー並びに施工者は、速やかにガイドブックに基づいた移動を行うこと。
- ⑤苦しみから逃れたい一心で移動工事費用を支払った被害者、引越しを余儀なく

された被害者に対し、工事費用の返済等の救済をハウスメーカー並びに施工者が行うこと。

加害者は誰か、被害者は誰か。一目瞭然なはずなのに、被害者だけが常に苦痛を味わい財産を失うという、不可解極まりない非常識な状況が続いている。これのどこが平等なのか。慎ましい平和な日常すら、救済もなく突然奪われなくてはならないのか。

規制という抑制力がなければ、太刀打ちできない。どうか、市民の生活を守っていただきたい。

## 意見書第1号 ヒートポンプ給湯器等の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書

低周波音による苦情相談が年々増える中、消費者庁の消費者安全調査委員会により、ヒートポンプ給湯器等と健康症状の関連性について調査が実施され、その結果が報告書としてまとめられました。報告書において、低周波音による健康被害には個人差があるものの、不眠、倦怠感、頭痛、吐き気、イライラ、集中力低下などのさまざまな症状が発症している事実が公になりました。

その後、消費者庁では、低周波リスク低減のための対策を講じるよう関係省庁に協力を求め、これを受け経済産業省は「家庭用ヒートポンプ給湯器の据付けガイドブック」を、日本冷凍空調工業会の協力のもと会員各社等への周知を図りました。しかし、このガイドブックの内容が設置事業者等に届いていない現状があり、本市の住民を含め、消費者は低周波音のリスクに曝されている状況にあります。

現在、ヒートポンプ給湯器等は夜間電力の有効活用と温室効果ガスの削減においても広く世間で活用されている機器であり、ガイドブックに沿った安全かつ適切な設置を確実に進め、消費者の低周波音による健康被害を未然に防ぐことが重要であります。さらに、低周波音により身体的・精神的な苦痛を味わっている方々に対して、丁寧な対応と共にその人体への影響についても解明が求められています。

よって、国に対し、「低周波音による消費者被害の未然防止策として、関係業界団体等との連携を密に、住宅業者や設置事業者への『家庭用ヒートポンプ給湯器の据付けガイドブック』の周知徹底を図ること」、「消費者安全調査委員会の意見を踏まえ、都道府県単位で専門窓口を設置し、国、都道府県・市町村相互の連携を強化し、被害者を孤立させない体制を整えること」、「低周波音による人体への影響について、欧州など諸外国の科学的知見の収集に努めると同時に、それら等を駆使して一層の解明に向けた研究を促進すること」を強く要望し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

## 第1号議案 鹿嶋市議会の個人情報保護に関する条例

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、同法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合されました。これにより、国の行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く。）等における個人情報の取扱い等に関する

る共通ルールが規定されます。その為、個人情報取扱いにおいて執行機関と差が生じないような議会独自の個人情報保護条例の制定をします。

## **第2号議案 鹿嶋市議会委員会条例の一部を改正する条例**

今回の改正は、令和5年4月の組織改編等に伴い、総務生活委員会における所管が変更となったことから条例の一部を改正するものです。